

あなたも受任者（署名を集める人）になってください

「いばらき原発県民投票の会」では、東海第二原発の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求める直接請求の署名集めを行います。直接請求には、茨城県の有権者の 1/50 以上の署名が必要です。

直接請求の場合、署名は「受任者」だけが集めることができる決まりになっています。

「受任者」には、茨城県内の有権者ならどなたでも手続き（代表者と委任状を交わす）すればなれます。（※国家公務員、公立学校教育公務員の方は制限がありますので事務局へご相談ください。）

「受任者」の役割は

- ①自分の住民票がある市町村のみ、署名集めができます。
- ②賛同してくださる方に「氏名・住所・生年月日」の自筆記入と「押印」をして頂きます。
- ③期間は開始から2ヵ月間と決められています。

※署名集め開始は 2019 年 10 月初旬頃を予定しています。

受任者申し込みいただいた方には、会の活動のお知らせをお届けします。

実際に署名活動を開始する際には、署名簿のお届けとともに詳しい注意事項などをお伝えします。



当会では受任者 7,000 人以上、署名 140,000 筆（人）以上を目標にしています。集める署名は 1 人、2 人でも構いません。多くの方に「受任者」になってくださいますようお願いします。

いばらき原発県民投票の会

代表 鶴沢恵一、姜 咲知子、徳田太郎

「東海第二原発の再稼働の是非を問う住民投票条例」(仮)の直接請求

受 任 者 申 込 書

記入日 年 月 日

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
住所 ※住民票に記載 の住所	〒（ ） 茨城県		
電話番号		FAX	
メールアドレス（あれば）			

※いただいた個人情報はこの直接請求以外には使用しません。

ファックス（029-307-4182）でお送りください。

WEB サイトからも申し込めます。ibarakitohyo@gmail.com →

WEB

